



保険発第244号
平成12年12月27日

地方社会保険事務局長 殿
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長 殿
都道府県老人医療主管部（局）
老人医療主管課（部）長 殿

厚生省保険局医療課長

「柔道整復師の施術に係る療養費について（通知）」の一部改正について

健康保険法等の一部を改正する法律（平成12年法律第140号）が制定され、平成13年1月1日より施行されることとなり、先般、「受領委任の取扱いとすることが認められている柔道整復の施術所における老人保健法に定める一部負担金に相当する金額の取扱いについて（通知）」（平成12年12月13付け保険発第221号 厚生省保険局企画課長・医療課長連名）を通知（以下、「取扱通知」という。）したところである。

老人医療受給対象者に支給する医療費の額については、従来より、施術に要した費用の額全体から当該患者が実際に支払った額を控除した額を支払うこととなっていることに鑑み、取扱通知に基づく医療費の請求の円滑な運用を図るため、「柔道整復師の施術に係る療養費について（通知）」（平成11年10月20日保険発第138号）の一部を下記のとおり改正し、平成13年1月1日以降の施術分から適用することとしたので、関係者に対して周知を図るとともに、その取扱いに遺漏のないようご配慮願いたい。

記

別紙の第2の2の(15)を次のように改める。

(15) 「一部負担金」欄について

「2割」、「3割」等の記載でも差し支えないこと。ただし、老人医療受給対象者に係る申請書については、当該患者から支払を受けた一部負担金の金額を記載すること。

別紙

柔道整復施術療養費支給申請書の記載要領（参考例）

第1 一般的事項（略）

第2 記載上の留意事項

1 保険者番号等の欄（略）

2 施術の内容欄

(1)～(14)まで（略）

(15) 「一部負担金」欄について

「2割」、「3割」等の記載でも差し支えないこと。ただし、老人医療受給対象者に係る申請書については、当該患者から支払を受けた一部負担金の金額を記載すること。

(16)（略）

3 施術証明欄（略）

4 支払機関欄（略）

5 受取代理人の欄（略）